

宮城県中小企業融資制度要綱等改正の要点 (令和7年4月1日施行)

1. 協調支援型特別資金の創設

「協調支援型特別保証制度」が創設されたことに伴い、県制度においても、中小企業者等が資金調達にあたって、金融機関のプロパー融資と保証付き融資の組み合わせなどにより中小企業者等の多岐にわたる経営課題の解決への取組に資することを目的とした「協調支援型特別資金」を創設します。

2. 事業再生計画実施支援資金（経営改善・再生支援強化枠）の創設

「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」が創設されたことに伴い、県制度においても、早期の経営改善や事業再生を図ることを目的とした「事業再生計画実施支援資金（経営改善・再生支援強化型）」を創設します。

なお、事業再生計画実施支援資金（感染症対応枠）については、現在の取扱期間の令和7年3月31日をもって終了となります。

3. みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間の延長

「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限が令和8年3月31日まで延長されたことから、みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間を令和8年3月31日まで延長します。（当該資金利用者で直接被害のあった事業者に対する利子補給も継続します。）

4. 災害復旧対策資金（一般枠）の災害指定の期間終了

災害復旧対策資金における知事が指定する災害として、以下事象の指定を令和7年3月31日融資実行分をもって終了とします。（現在の指定期間をもって終了となります。）

①新型コロナウイルス感染症 ②令和4年3月福島県沖地震 ③令和4年7月14日からの大雨

5. がんばる中小企業応援資金の保証料割引対象の認証等の追加

県等が実施する各種認証等制度に積極的に取り組む中小企業者が、経営基盤の強化を図るため、当該資金を活用しようとする際に、保証料を0.2%割り引くこととしており、割引対象となる認証等に次の2点を追加します。

①協力雇用主制度の登録 ②工賃向上優良事業者表彰

6. 再生可能エネルギー推進支援資金の融資対象の整理

「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」の重点対策の一つに、「エネルギーの地産地消の観点を踏まえた、需給一体型再生可能エネルギーの大量導入の促進」を位置付けており、自家消費等の設備導入においても、当該資金の融資対象であることを明確化するため、所要の改正（文言の修正）を行います。

7. 新型コロナウイルス感染症の影響による場合の利率引下げの終了

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当する場合、セーフティネット資金、危機関連対策資金、経営改善サポート借換資金及び小口事業資金において、利率の引下げを行ってきましたが、令和7年3月31日融資実行分をもって引き下げ措置を終了とし、令和2年3月18日以前の利率に戻すこととします。また、令和6年7月創設の経営力強化サポート資金のうち、セーフティネット保証5号認定分についてもセーフティネット資金第5号と同率とします。

(単位: %)

| 資金名 | 現行 | R7.4.1 融資実行分から |
|---------------------------------|------|-------------------|
| ・セーフティネット資金 第1～4号、6号 | 1.30 | 1.55 |
| ・セーフティネット資金 第5号、7号、8号 | 1.30 | 1.60 |
| ・危機関連対策資金 | 1.30 | 1.50 |
| ・経営改善サポート借換資金 セーフティネット第1～4号、6号 | 1.30 | 1.55 |
| ・経営改善サポート借換資金 セーフティネット第5号、7号、8号 | 1.30 | 1.60 |
| ・小口事業資金 第5号、7号、8号 | 1.30 | 1.55 |

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の負担軽減として、R2.3.18に金利引下げを実施。

| 資金名 | 現行 | R7.4.1 融資実行分から |
|--------------------|------|-------------------|
| ・経営力強化サポート資金 第5号保証 | 1.30 | 1.60 |

※セーフティネット資金第5号と同率。

8. 制度融資資金条件変更措置実施要綱の改正

既往債務の融資条件の変更措置について、1年間延長します。